

岐阜県では平成20年4月より、「障害」を「障がい」と表記することとしているが、国や県が定める法令に規定されている用語、名称等や団体、機関等の固有名詞は「障害」の表記を用いることとしているため、本試験においては「障害」の表記で統一して出題している。

## 令和6年度採用 教職教養

教科（科目）	受験番号
教職教養	

- 1 次の文章は、「教育基本法（平成18年法律第120号）」の第五条である。A～Dに当てはまる語句の組合せとして正しいものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は1。

第五条 A は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において B に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その C するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、D を徴収しない。

- ① A 保護者      B 自立的      C 水準を確保      D 授業料
- ② A 保護者      B 計画的      C 教育を遂行      D 授業料
- ③ A 保護者      B 自立的      C 教育を遂行      D 教育費
- ④ A 国民      B 計画的      C 教育を遂行      D 教育費
- ⑤ A 国民      B 自立的      C 水準を確保      D 授業料

2 次のア～エの文章は、学校教育にかかわる法令の記載内容の一部である。

A ～ D に当てはまる語句の組合せとして正しいものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は2。

ア この法律で、学校とは、A，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学及び高等専門学校とする。  
(学校教育法 第一条)

イ すべて職員は、全体の奉仕者としてBの利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。  
(地方公務員法 第三十条)

ウ 学校には、健康診断、C，保健指導，救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。  
(学校保健安全法 第七条)

エ 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究とDに努めなければならない。  
(教育公務員特例法 第二十一条)

- ① A 幼稚園                      B 社会                      C カウンセリング                      D 修養
- ② A 幼稚園                      B 社会                      C 健康相談                      D 学習
- ③ A 幼稚園                      B 公共                      C 健康相談                      D 修養
- ④ A 認定こども園                      B 社会                      C カウンセリング                      D 学習
- ⑤ A 認定こども園                      B 公共                      C カウンセリング                      D 修養

- 3 次の文章は、ピアジェの認知発達理論についてまとめたものである。A～Eに当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は3。

ピアジェは、外界を認識する認知的枠組み（A）が、B（既存のA）によって外界をとらえようとする）とC（既存のAを新しい経験に適応させるように変形する）による均衡化を通して高次化していくと考えた。

発達段階としては、まず、運動を通して外界の認識が成立する感覚運動期が、次に、前論理的、主観的、一次元的な理解を特徴とするDが、そして、具体的に理解できる範囲のものに関して、論理的な操作による思考や推理が可能になる具体的操作期が、最後に、抽象的な対象について、仮説検証的、論理的に考えることができるようになるEが想定されている。

- ① A 内的作業モデル    B 同化    C 調節    D 感覚操作期  
E 応用的操作期
- ② A 内的作業モデル    B 統合    C 生成    D 前操作期  
E 形式的操作期
- ③ A シェマ    B 統合    C 調節    D 感覚操作期  
E 応用的操作期
- ④ A シェマ    B 同化    C 調節    D 前操作期  
E 形式的操作期
- ⑤ A シェマ    B 統合    C 生成    D 感覚操作期  
E 応用的操作期

4 次の文章は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日 文部科学省）」の一部である。A～Cに当てはまる語句の組合せとして正しいものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は4。

現在、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、「学校における働き方改革」が進められている。

教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師のAを生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師のBや創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出す。これが「学校における働き方改革」の目指すところであり、文部科学省では、業務のC・適正化、必要な環境整備等、教師の長時間勤務是正に向けた取組を着実に実施していくこととしている。

- |   |       |       |       |
|---|-------|-------|-------|
| ① | A 資質  | B 道徳性 | C 簡素化 |
| ② | A 資質  | B 道徳性 | C 明確化 |
| ③ | A 専門性 | B 人間性 | C 簡素化 |
| ④ | A 専門性 | B 人間性 | C 明確化 |
| ⑤ | A 資質  | B 人間性 | C 明確化 |

5 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」で述べられている就学に関する新しい支援の方向性として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は5。

- ① インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り異なる場で、それぞれの発達の程度に合わせて学ぶことを目指すことが必要である。
- ② インクルーシブ教育システムを構築するための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。
- ③ 教育的ニーズに最も的確に応える指導を行うためには、通級による指導ではなく、小中学校等における通常の学級、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要である。
- ④ 教育的ニーズを整理するには、障害の状態等、特別な指導内容、性別の三つの観点を踏まえることが大切である。
- ⑤ 本人や保護者の意見ではなく、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要である。

- 6 次の文章は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日 中央教育審議会）」の一部である。□A～□Dに当てはまる語句の組合せとして正しいものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は6。

中央教育審議会では、平成28年答申において、社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代になる可能性を指摘した上で、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの□Aを働かせてより豊かなものにする必要性等を指摘した。とりわけ、その審議の際に□Bの専門家も交えて議論を行った結果、次代を切り拓く子供たちに求められる資質・能力としては、文章の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や□Cを生み出す力などが挙げられた。

また、□Dや規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成等を図るとともに、子供の頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要である。

- ① A 知恵      B A I      C 絶対解      D 道徳心
- ② A 知恵      B 医療      C 納得解      D 豊かな情操
- ③ A 感性      B A I      C 納得解      D 道徳心
- ④ A 感性      B 医療      C 絶対解      D 道徳心
- ⑤ A 感性      B A I      C 納得解      D 豊かな情操

- 7 次の文章は、「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）で述べられている「1.1.1 生徒指導の定義と目的 (2)生徒指導の目的」の一部である。A～E に当てはまる語句の組合せとして正しいものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は7。

生徒指導の目的は、Aの内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とBの伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使してCを果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められます。

(中略)

児童生徒は、学校生活における多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、学ぶこと、生きること、働くことなどの価値や課題を見いだしていきます。その過程において、自らのDや人生の目標が徐々に明確になります。学校から学校への移行、学校から社会への移行においても、主体的な選択・決定を促すEが重要です。

- ① A 教育課程      B 自己学習能力      C 自己実現  
D 在り方      E 主体的に学ぶ態度
- ② A 教育課程      B よさや可能性      C 自己実現  
D 生き方      E 自己指導能力
- ③ A 学校生活      B 自己学習能力      C アイデンティティの確立  
D 在り方      E 主体的に学ぶ態度
- ④ A 教育課程      B よさや可能性      C アイデンティティの確立  
D 生き方      E 自己指導能力
- ⑤ A 学校生活      B よさや可能性      C 自己実現  
D 生き方      E 主体的に学ぶ態度

8 次の文章は、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」の一部である。

A ～ E に当てはまる語句の組合せとして正しいものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は 8。

第二十三条 学校の教職員、A の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の B は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の C に報告するものとする。

(中略)

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄 D と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄 D に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の B に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の E を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

- ① A 教育委員会      B 保護者      C 設置者      D 警察署  
E 停学
- ② A 教育委員会      B 担任      C 学校長      D 児童相談所  
E 出席停止
- ③ A 地方公共団体      B 担任      C 学校長      D 警察署  
E 停学
- ④ A 地方公共団体      B 保護者      C 学校長      D 児童相談所  
E 出席停止
- ⑤ A 地方公共団体      B 保護者      C 設置者      D 警察署  
E 出席停止



- 9 次の文章は、「不登校に関する調査研究協力者会議報告書 ～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～（不登校に関する調査研究協力者会議 令和4年6月）」の一部である。A～Dに当てはまる語句の組合せとして正しいものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は9。

不登校のAは多岐に渡り、個々の児童生徒の状況も多様である。学校には行けるが休みがちである者、教室には入れず別室による指導を希望する者、在籍校には行けずに教育支援センターによるBを受けたい者、別の学校で学習したい者、C等の民間施設に通いたい者、自宅においてICTを活用した学習・相談を希望する者など、Dが求める国・地方公共団体・民間団体等の連携を促進し、それぞれの児童生徒の状況に応じ様々な支援が可能となるような多様な学習機会・教育機会の確保を図っていくことが求められている。

- ① A 背景や要因 B 健康相談 C フリースクール D 社会教育法
- ② A 背景や要因 B 個別指導 C フリースクール D 教育機会確保法
- ③ A 現れ方 B 個別指導 C 不登校特例校 D 社会教育法
- ④ A 現れ方 B 健康相談 C 不登校特例校 D 教育機会確保法
- ⑤ A 背景や要因 B 個別指導 C 不登校特例校 D 教育機会確保法

10 「学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）」により，学習者用デジタル教科書を使用することができるようになった。文部科学省が示している「教育の充実を図るため，紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準」として**正しくないもの**を，次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は10。

- ① 紙の教科書と学習者用デジタル教科書を適切に組み合わせた教育課程を編成すること。
- ② 児童生徒がそれぞれ紙の教科書を使用できるようにしておくこと。
- ③ 学習者用デジタル教科書は教室に設置された電子黒板においてのみ使用すること。
- ④ 採光・照明等に関し児童生徒の健康保護の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑤ コンピュータ等の故障により学習に支障が生じないよう適切な配慮がなされていること。



